

一般社団法人千葉県作業療法士会

賛助会員 規程

令和2年11月4日

(賛助会員)

第1条 一般社団法人千葉県作業療法士会定款第7条2項の②に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は法人は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て賛助会員となる事が出来る。

(賛助会員の会費等)

第2条 賛助会員をA会員(企業・法人等)・B会員(個人)に区分し、入会金及び年会費を次の通りとする。

A会員 入会金無料 年会費2万円以上(一口 1万円で2口以上)

B会員 入会金無料 年会費1万円以上(一口 1万円で1口以上)

2 年会費の対象期間は、初年度については入会日から翌年3月31日まで(ただし、1～3月に入会した場合は、入会日から入会日と同じ年の3月31日まで)、次年度以降については4月1日から翌年3月31日までとする。

(賛助会員の特典)

第3条 賛助会員は次の特典を受ける事が出来る。

(1)作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、本会から指導・助言を受ける事が出来る。

(2)本会が主催する学会等で展示設備のある場合には、1展示区分の展示空間を無償で利用する事が出来る。

ただし個人会員については、その内容等を吟味検討し理事会がこの有無を決定する。

この際、設営に掛かる実費は、当該賛助会員の負担とする。

(3)本会が発行する年6回の機関誌を発送する。このうち3回に広告(A5判モノクロ)を無料で掲載する事が出来る。ただし個人会員からの掲載依頼については、その内容等を吟味検討し理事会がこの有無を決定する。

(募金の制限)

第4条 本会は主催する学会、研修会等に際し、賛助会員に寄付を求めないことを原則とする。

(附則) この規程は平成25年3月1日より施行する。

(附則) この規程は令和2年2月18日一部を改正し施行する。

(附則) この規程は令和2年6月28日一部を改正し施行する。

(附則) この規程は令和2年11月4日一部を改訂し施行する。